

2019年2月15日
全国港湾18発第65号

厚生労働大臣
根本 匠 殿



労働関係調整法第37条に基づく公益事業の争議予告について

労働関係調整法第37条に基づき下記のとおり争議行為に関する通知を致します。

記

1. 事 件

- (1) 事前協議制度違反に関する件
- (2) その他

2. 争議行為の日時

2019年(平成31年)2月26日午前0時より問題解決の日まで

3. 争議行為の場所

全国港湾労働組合連合会及びその傘下の労働組合の組合員が従事する、全ての港湾(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、茨城県、東京都、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)

4. 争議行為の概要

前項記載の職場において、連続的あるいは断続的にあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

以 上